

さらなる医療環境の拡充

高齢化の進展による医療需要の高まりに備え、引き続き医療環境の拡充に取り組みます。

問合せ 医療環境整備担当係 ☎5984-1086 FAX 5984-1211



令和4年
8月

慈誠会・練馬高野台病院の開院 218床



- リハビリや長期的な治療ができる回復期・慢性期機能を整備
回復期機能は石神井初
- 在宅療養者の受け入れ機能を整備

- ▶ 場所: 高野台3-8-8 (旧高野台運動場用地)
- ▶ 診療科目: 内科、外科、整形外科、リハビリテーション科



10月

練馬光が丘病院の移転・改築 115床の増 (342 → 457床)



- 症状の重い救急患者に対して24時間体制で治療を行うICU(集中治療室)などの高度急性期・急性期機能を拡充
- 病状が安定した患者の在宅復帰を目指す、回復期リハビリテーション病棟を整備 光が丘初

- ▶ 場所: 光が丘2-5-1 (光が丘第四中跡)
- 詳しくは、後日区報などでお知らせします。



令和7年

医療と介護の複合施設の整備 157床



- がんの進行などに伴う心身の痛みに対して、専門的なケアを行う緩和ケア病棟を整備 練馬区初
- 長期的な医療と介護が必要な高齢者に対して、医療機能と生活施設の機能を備えた介護医療院を整備 練馬区初

- ▶ 場所: 光が丘2-11-1 (練馬光が丘病院跡施設)

三次救急医療機関の指定を目指します

感染症の拡大や災害の発生に備える上でも、高度な医療を提供できる三次救急医療機関が、区内で指定されることが必要です。令和3年10月、区長と都知事の意見交換において、順天堂練馬病院を指定するよう協力要請を行い、4年3月、区議会は都知事に対して意見書を提出しました。今後も病院と連携し、早期の指定を目指します。

緊急度
高
低

- 三次救急・・・二次で対応できない重篤な救急患者に対応
- 二次救急・・・手術や入院が必要な症状の重い救急患者に対応
- 初期救急・・・比較的軽微な症状の患者に対応



75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険料

問合せ 後期高齢者保険料係 ☎5984-4588

令和4年度の決定通知書を7月19日(火)に発送

後期高齢者医療制度とは、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。4年度の保険料は、3年中の所得を基に計算します。納付方法など詳しくは、決定通知書をご覧ください。

▶ 保険料の計算方法

$$\text{①所得割額} + \text{②均等割額} = \text{年間保険料(①+②)}$$

賦課基準額(※)×9.49% + 4万6400円/人 = (限度額66万円)

※賦課基準額=3年中の総所得金額等-住民税基礎控除額。



保険料を減額・免除します

新型コロナウイルスの影響により右記に当てはまる場合は、保険料の減免を行います。減免には申請が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。 ※3年の所得状況などにより減免の対象とならない場合があります。

対象

- 次の④⑤のいずれかに当てはまる場合
- ④ 主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 - ⑤ 主な生計維持者が次の①～③の全てに当てはまる場合
 - ① 4年の事業収入等(※)のいずれかの減少見込み額が3年の10分の3以上
 - ② 3年の合計所得金額が1000万円以下
 - ③ 減少が見込まれる事業収入等を除いた3年の所得が400万円以下
- ※事業収入等…給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入。